

# 総務文教常任委員会記録

令和2年11月25日

【開催日】 令和2年11月25日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時2分～午後1時38分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏		

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第117号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 2 議案第118号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 3 議案第119号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 4 議案第120号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)

河野朋子委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会します。審査内容の 1 番、議案第 1 1 7 号山陽野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について審査します。説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第 1 1 7 号山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。お手元に参考資料を配付させていただいておりますので、御覧ください。職員の給与は、国の給与改正に準じて同様の改正を行っております。今年度、国は人事院勧告に基づき、職員の期末手当の支給月数を 0.05 月引き下げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を 4.45 月とするもので、令和 3 年以降は、6 月と 12 月の支給月数を同じ 2.225 月とするものです。今回の改正は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行することとしております。説明は以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。質疑はありますか。

山田伸幸委員 質疑といいますか、先ほどの市長の議案説明のときには、人事院勧告としか主には言っておりません。しかしながら、今年は、やっぱり非常に特殊な年なんですね。民間の給料が下がった主要な要因の一つとして、新型コロナウイルスの関係があるかと思います。各種事業所において大幅な赤字計上、当然、その給与にも影響が出てきているわけですが、ただ、公務員については、民間が下がっているから公務員も下げているのかというと、かなり状況が違っていると思います。というのも、人事院の総裁が談話を発表しておりますが、この中では、今年の、今言ったような新型コロナウイルス、あるいは自然災害も発生する中で、各地の公務員が非常に努力、市民あるいは住民の生命や健康を守るための努力を高く評価をして、真剣に取り組んでいる、そういった公務員へ

敬意を表するとまで語っています。また、さらに、新しい働き方の模索があつて、個々の職員が置かれている事情に応じた働き方ができる勤務環境の整備も探求され、有為の人材の確保、育成、勤務環境の整備、能力・実績に基づく諸施策について、社会上、経済情勢の変化等により顕在化した新たな課題も踏まえた取組を公務員はやってきたんだということも評価しているわけです。そういった職務に専念している職員に、適正な給与、その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運用に寄与するんだとまで言っているのに、結論として「民間が下がっているから下げるんだ」という言い方です。本当に公務員の皆さんが各地で頑張っている、本市の職員の皆さんにおいても災害への対応はもちろん、そして、今年の特に顕在化している新型コロナウイルスへの感染防止、本市はクラスターも発生して、そのときも非常に努力をされ、また市民への感染拡大防止にも努力をされた。そういったことを考えると、今年は例年とは違って、単に民間が下がったから下げるんだということではなくて、そういったことをきちんと評価して、逆に上げて誰も文句言われる筋合いのないような働きをされてきているんじゃないかなと思っています。本市は、人事院総裁が言っているようなそういう働き方をしていなかったんでしょうか。その点についてお答えください。

辻村総務部次長兼人事課長 今、議員がおっしゃられたように、このコロナ禍の中で、職員も今までにないような対応を迫られる中で、職員一人一人が頑張っているということは認めるところですし、その点は我々も当然評価しております。ただ、それについては、それをどう評価していくかというのは、また別な面でも考える必要があるのかなと思いますけども、給料につきましては、情勢適応の原則というのも一つあります。これはやはり、国又は他の地方公共団体等の情勢を見て、それに合わせるということも当然、法に定められておりますので、今回、国が改正する中で、本市としましても国に準拠しているという立場からすれば、国の方針に

沿って改正させていただきたいということです。決して職員を評価していないというわけではありません。あくまでも、別の対応で給与は取り決めるべきだということで、今回提案させていただいておる次第です。よろしくお願いします。

山田伸幸委員 評価しないわけではないけれど、国が言っているから下げると。もし、人事勧告に従わなかったら、例えば交付金が減額されるといったペナルティーがあるんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回しなかったからといって、すぐにそういったことが出るかと言われれば、それは不透明というか、分からないといった状況です。

山田伸幸委員 よく言われるのが国とのバランス、国家公務員の給料とのバランスと言われるんですけれど、やはり現在の情勢は社会的にいろんな苦しい状況があって、みんな収入が落ち込んでいるんですね。そういった中で、山陽小野田市でいったらこの市役所っていうのは一番大きな職場だと思うんですね、人数とかを考えると。そこが給与を下げてしまうと負のスパイラルに陥ってしまうんじゃないかなと。ただでさえ消費が落ち込んでいる中で、市役所の皆さんが市中に出掛けて行って買い物をする、あるいは食事をする、そういった大きな消費動向を左右するような職場が賃金を下げるとは、市勢を上向かせていくということにつながらないと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

辻村総務部次長兼人事課長 議員のおっしゃられるところもありますけれども、やはりそうは言っても公務員という立場であれば、今言った情勢適応もありますし、民間の給与、人事院勧告は民間の給与を反映させているところからすれば、勧告はやっぱり重いと考えております。こちらとしては、国に準じる、独自に市としてそういった調査をすることは困難ですので、国の制度に準じ改正していくべきだと考えて、今回提案させてい

ただいています。

山田伸幸委員　やはり魅力的な職場づくりというか、やっぱり努力にきちんと報いていくことは、どういった職場であっても必要だと思うんですね。ですけど、今の話からすると、みんなはよう頑張っているけど、国が下げているから下げるんですっていうだけの話ではないでしょうか。私は、特に山陽小野田市は感染が広がって、市中のいろんな店舗にお客さんが行かなくなるようなときに、特別に努力をしてきたわけですね、制度も作って。それはほかにない、そういうことをやってきたまちとして高く評価されているんですね、周辺からは。山陽小野田市はやっているののうちは何でやらないんかっていうような話も出たりするんですよ。そういった形でも市民にきちんと貢献しておりますし、それを果たしてきた職員の皆さんの努力っていうかね、それはやはりもっと高く評価されるべきじゃないかなと思うんです。ただ単に、人事院の勧告だからということだけでは、職員の皆さんにとっても働く意欲を減衰させてしまうような気がするんですけれど、職員の皆さんからそのような声はないんでしょうか。いかがですか。

辻村総務部次長兼人事課長　当然、給与が下がるということですから、それなりに皆さんもやっぱりいろいろと感じているところがあると思います。ただし、我々はやっぱり民間と違って公務員という立場、市民全体の奉仕者という立場もあります。頑張っていること、それはまた別な形で評価していくことが必要であると思います。給与の全般的なもの、基本的なものについては、あくまでもそういった国なりの情勢適用、法に基づいて改正していくべきだと考えております。

山田伸幸委員　別の形というのはどういう形ですか。

辻村総務部次長兼人事課長　例えば、評価することによって、給与なりを頑張った人にはそれなりの評価をしてあげるとか、そういった制度を確立し

ていくことが求められるのかなと思っています。

笹木慶之委員 原則的なことをちょっと確認するんですが、人事院勧告というのが、いわゆる官民較差を是正するということですよ。いわゆるマーケットバスケット方式で調査して、差異が出た場合にはそれを調整するという事なんですが、私が思ったのは、通常は年度ごとの調査と思うんだけど、今回のこれを見てみたら、去年の8月から7月という表現がしてあるんですよ。通常であれば5月の終わりぐらいには、もうほぼデータを取りそろえて、そして8月勧告ということで、昔は八八勧告と言っていました。8月8日頃に出すと。今回ちょっと異例の形を取られた。これは今まで初めてですよ、こういう形は。ちょっとそこをお尋ねします。

辻村総務部次長兼人事課長 期末手当や給与については、できるだけ情勢、民間等を反映させるということで、できるだけぎりぎりの期間を区切って調査しております。昔は年度単位だったんでタイムラグがあったんですけど、それをできるだけなくそうということでぎりぎりの時間、期間を示して評価するという事です。この変更があったのは、大体五、六年以上程度前のときからこういう形に変わったと認識しております。

笹木慶之委員 というのは、給与の中の期末手当等の改正の場合にはそういうパターンでもう来ているわけですね。ということは情勢を早く反映させたいということが特に動いてきているわけですね。問題は、先ほど山田委員からいろいろありましたが、いわゆる固定的な職員の給与の問題について、今回あえて触れていないんですよ。それについては、これは今後の問題ということでしょうが、先ほど人事課長が言われたように、やはり公の立場ということ踏まえての国のいろんな施策だろうと思うんですけど、いろんな言い方、表現の仕方はあろうかと思いますが、やっぱり今の現下の国の状況を鑑みながら、国が定めた、それに準拠して市も行いたい。いろいろ苦しいことや辛いことや一生懸命やったこと、

それはそれで分かるんだけど、これはこれとして、ひとつ改正したいということですね。

辻村総務部次長兼人事課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 これは今年調査しているんですよね。6月29日から期末手当、一般的にいうとボーナスの調査をやったと。さらに、月例給については、8月17日から実施しているということも総裁談話の中で語られておりますので、そこは明らかなんですけど、月例給についても、今後、引下げの方向で検討がされると考えて間違いないんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 これについては、今年度は人事院勧告が終わっていますけど、来年度は、更にまた同じ期間で民間を調査されますので、その情勢によっては下がることも当然あり得るとは考えております。

山田伸幸委員 となると、取りあえず期末手当だけ、また更に月例給与も下がるとなると、やっぱり職員の皆さんのモチベーションの向上にはつながらない、本当に働く意欲に関わってくるんじゃないかなと思うわけです。今回は、まあ仕方ない、我慢するにしても、先ほど言われたように別の形と言われたけど、既に月例給も引き下がる方向で人事院において検討しているっちゃうのも分かっているわけですよね。そういった中で、今回だけはっちゃうのは通らないという話ですよね。その辺は職員の皆さんにも、きちんと説明がされているんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 本市の場合は、給与については、人事院勧告を尊重するという立場を示しておりますので、当然その勧告の出方次第によっては下がることもあり得ますので、今までもそれに基づいて改正させていただいておりますので、今後も同じ方針であると思います。

山田伸幸委員 月例給については、いつ頃勧告がされると見ておられますか。



辻村総務部次長兼人事課長 今年度につきましては、もう月例給は確定しまして、特に変更はないということです。それを国が10月の中旬ぐらいに出していましたので、今年度の変更はありません。

伊場勇副委員長 この条例の改正について、その影響額を教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 全体的なことになりますけど、約1,000万円（後刻「870万円」に訂正）程度になると思っています。

山田伸幸委員 これは企業局等も適用されるんですかね。今回、水道等が出てきていなかったんですけど、どういうことなんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 企業局につきましては、条例ではなくて条例の下の規程で定められておりますので、この場には出てきません。

笹木慶之委員 ちょっと関連してお聞きするんですが、補正のときには給与費明細っていうのは付けないのですかね。明細書。

辻村総務部次長兼人事課長 これまでも付けておりませんでした。

笹木慶之委員 当初予算は入っていますよね。補正は、これは昔、付けていたような気がするんだけど、付けていないかな、要らんのかな。

辻村総務部次長兼人事課長 これまでも付けてはいなかったです。

笹木慶之委員 付けていない。

辻村総務部次長兼人事課長 はい。

奥良秀委員 先ほど来からパーセンテージを下げるというお話なんですが、市長の説明の中で、民間の支給状況を踏まえた中でというのがありますが、これは、国が日本の全体的な企業を調べられて、下がったから下げるよという話なんですが、ちなみにこの山陽小野田市の職員の給与を下げるに当たって、山陽小野田市の企業に対して今どういう状況かというのは、個別に調べたことはあるでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 これまでも含めてありません。

奥良秀委員 先ほど来からいろいろコロナに対する職員の動き等々の話がある中で、もちろん私もよく動かれていますし、これで下がるというのもなかなか納得が、納得がっていか、しょうがないのかなというところもあります。しかし、一般企業は、逆にゼロベース、大手企業でもゼロベースっていうところもある中で、本当、この0.05月を下げるというのは大変かもしれませんが、一般企業から見たときには、それでも0.05月しか下がらないよっていう企業もやっぱりいらっしゃいます。なので、その辺はまた、これだけ下がったからモチベーションが下がるんじゃないくて、ほかにもやっぱり市内では、もっと下がっているところはあるはずなので、その辺はやはりモチベーションをきちっと持っていて、今まで以上のお仕事をしていただけるようにしていただきたいと思います。その辺の指示はよろしいでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 議員の御意見を踏まえて、あくまでも給与は、今言ったように国ベースでさせていただくというところはもう基本ベースで説明しておりますので、それに当然下がれば、モチベーションが下がるということもありますけども、それに影響されるんじゃないくて、仕事、業務としては、市民のために頑張りたいと話をさせていただければと思っております。

奥良秀委員 11月に消防議会があったんですが、そちらでも同じように下げ

るという話があった中で、やはりその一番危険なところに出ていく方々の給与が下がるというのはどういうことかという話もあったんですが、やはり、高いモチベーションを持たれた方々がそういった場所であったりとか市の職員であったり、市のために頑張っていこうという人たちが集まれたところが市役所だと思っていますので、一生懸命頑張っていたきたいと思います。これは、質問じゃありません。

河野朋子委員長 よろしければ質疑を打ち切ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論があればお願いします。

山田伸幸委員 先ほどから質疑で明らかにしたように、市職員の皆さんの頑張りというのは高く評価されつつ、人事院勧告を優先して職員の給与を引き下げることについては、私は問題があると思いますので、反対とさせていただきます。

河野朋子委員長 ほかに討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、討論なしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第118号について説明をお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第118号山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。こちらも参考資料を御覧になりながらお聞きください。市長等の期末手当につきましては、国の改正に準じて改正する職員の期末手当・勤勉手当と同様の措置を行うもので、職員と同様0.05月引き下げるものとし、令和3年以降は、

6月と12月の支給月数を同じ2.225月とするものです。今回の改正は、令和2年12月1日から施行することとします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はありますか。

伊場勇副委員長 この議案第118号の変更での影響額は分かりますか。

辻村総務部次長兼人事課長 市長、副市長、教育長の三役で、約12万4,000円の減額になります。

河野朋子委員長 質疑はもうなしということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑はもうないということなので、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はなしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして議案第119号について審査をします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第119号山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について御説明します。こちらも参考資料を御覧いただければと思います。市議会議員の期末手当につきましては、国会議員に準じて改正しており、今年度、国会議員の期末手当が改正されたことから、国に準じて市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、年間の支給月数を3.35月とするもので、令和3年以降は、6月と12月の支給月数を同じ1.675月とするものです。今回の改正は、令和2年12月1日から施行することとします。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑はよろしいですか。

伊場勇副委員長 この影響額は幾らでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 全議員で49万8,000円程度です。

笹木慶之委員 質疑ではありませんが、せっかく副市長が出てきておられるから、あえてもう一回確認をきちっとしておきたいと思えますけど、議員、もちろん三役も含めての話ですが、特に議員の費用報酬等については、報酬等審議会、報酬審によってうんぬんという、今日も質疑があったと思えますけど、その中で発言されたのは、「それは報酬等の額であって、この支給率については審議対象でない。いわゆる市長が諮問する内容ではない」と答えられましたが、間違いありませんね。

古川副市長 先ほど本会議でも答弁しましたように、報酬等審議会で審議されるのは、いわゆる本給です。給料月額並びに議員の報酬月額は、基本的には国の行政実例で定めてある範ちゅうでして、期末手当、勤勉は該当しません。期末手当につきましては、これの範ちゅうではないということです。

笹木慶之委員 私もそのように理解しております。ありがとうございました。

河野朋子委員長 質疑はほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について、採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第120号について審査します。

辻村総務部次長兼人事課長 それでは、議案第120号山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。こちらも参考資料を御覧ください。会計年度任用職員の期末手当につきましては、国の改正に準じて改正する職員の期末手当と同様の措置を行うもので、職員と同様0.05月引き下げるものとし、令和3年以降は、6月と12月の支給月数を同じ1.275月とするものです。条例において、フルタイム会計年度任用職員については職員に準じる規定としていますが、パートタイムの会計年度任用職員については、支給月数を条例に定めておりましたので、今回の改正から職員に準じた改正となるように条例を変更させていただいております。なお、今回の改正は、令和2年12月1日から施行するものです。以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

山田伸幸委員 会計年度任用職員のことを言われましたけれど、今何人ぐらい、全職員の何パーセントぐらいが会計年度任用職員なんでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 全部で200…ちょっとお待ちください。すいません、ちょっと一般会計ベースで御説明しますと、全部で会計年度任用職員は231名おります。全体の職員の中の割合としては、大体3割程度になります。

山田伸幸委員 一般職員については、職員組合との協議ということですが、会計年度任用職員については、こういった協議はされるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員については、条例上、職員に準じるという形を基本的にとっておりますので、会計年度任用職員との協

議の場というのは設けておりませんが、そういった改正に基づき、今回改定させていただくということです。

山田伸幸委員 先ほど職員については、新型コロナ対応だとか災害対応で最前線に立っておられるということで評価しておられるという話だったんですが、この会計年度任用職員については、そういった対応をされるような職員はいらっしゃらないのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回のコロナに関していえば、当然コロナ対応で会計年度任用職員も雇わせていただいておりますので、そういった形の方も当然いらっしゃいます。

山田伸幸委員 では、先ほど私が言ったような職員の今年の頑張り具合というか、例年になく緊張感を持って当たられていた、あるいは窓口においても、感染防止に最大限配慮しながらやられてきた、そういったことについてはどのような評価されているのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 会計年度任用職員につきましても、職員と同様、同じ職場で当然業務をしておりますので、それぞれ職場で頑張っていたいただいておりますし、評価はさせていただいております。

笹木慶之委員 この度の支給で、改正前の在職期間の計算がのけられましたよね。この理由はどういうことですか。理由付けは。在職期間計算が、今までは求めた数値にこれを掛けて出していましたが、のけましたよね。その根拠を教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 これは、この条例を作成するときに、当初、フルタイムは職員に準じるという形で職員と同じ形で在職期間に応じた減額率が入っておりました。パートタイムについても当然、職員に準じるという形にしておけばよかったですけれども、この部分についてはちょ

っと我々も今回急ぎょ作る中で、いろんなどころの自治体も参考にしながらした中で、ちょっと定め方、全く職員と同じこの減額率だったんですけども、それをあえて条例に入れてしまったんです。なので、フルタイムは職員に準じるけれど、パートタイムはこの条例の中に入ってしまったんです。そのバランスを調整するとか、もう全員、職員に準じるという形でしていますので、そういう改正にちょっと直させていただいたということです。

笹木慶之委員　ということで、あえて確認しますが、したがって、純益純損とか、いわゆる実質的な差額はないちゅうことですね、本文の中でも読み取れるから、あえて規定はしないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇副委員長　議案第120号の条例の改正による影響額を教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長　すいません。先ほど影響額の件で、1,000万円と言いましたけども、この会計年度任用職員につきましては、約140万円で、先ほどの職員のほうが870万円です。失礼しました。

河野朋子委員長　よろしいですか。ほかに質疑は。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切り、討論はありますか。

山田伸幸委員　先ほど職員の時にも討論を行いましたけれど、この会計年度任用職員についても同様に、やはり非常に公務員としての高い倫理性と、そして、市民への配慮等も含めて努力しておられる、そういった職員に対して減額というのは、私はあり得ないと思いますので、この議案については反対させていただきます。

河野朋子委員長　ほかに討論は。なしですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求め



ます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

---

午後 1 時 3 8 分 散会

---

令和 2 年 (2020 年) 1 1 月 2 5 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子